平成２６年（フ）第５９号
福岡県八女郡広川町大字新代1450番地11
債務者　乙丸　秀勝
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第６０号
福岡県八女郡広川町大字新代1450番地11
債務者　乙丸さゆり
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第２０号
大分県竹田市久住町大字久住2790番地１
債務者　佐々木里美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第２１号
大分県豊後大野市大野町後田2165番地１
債務者　佐藤　剛志
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第３００号
宮崎市源藤町源藤863番地23　グリーンヒルズマンションパレット502号
債務者　日髙　隆三
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６号
宮崎市江平東１丁目６番43号　市営住宅271棟602号
債務者　長谷　伸子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０８号
鹿児島県霧島市国分清水４丁目14番16号
債務者　佐藤　律子（旧姓樹神）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第１１６号
鹿児島県姶良市西姶良４丁目３番13号
債務者　池田　久志
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１号
兵庫県南あわじ市市市28番地１　ハミングスエヒロ101号
債務者　原　　優子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第９４号
佐賀県唐津市元石町433番地１
債務者　神尾　　透
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第６７２号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目19番22号　森永荘203
債務者　市川　幸美
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２３６号
広島県福山市駅家町大字近田88番地１
債務者　河本　淑美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２３７号
広島県福山市南本庄３丁目12番９－106号
債務者　山下　静隆
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２４０号
広島県福山市多治米町５丁目17番１号
債務者　腮尾　月満
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１８号
山口市鰐石町１番３－103号
債務者　北島　功二（旧姓井上・松尾・並木・田村・金森・品川・佐藤）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
山口県防府市大字新田972番地の１　ツイン・パディーＢ103号、前住所大分県玖珠郡九重町田野954－２、住民票上の前住所大阪府枚方市南中振２丁目60番１－106号
債務者　黒川　智之
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
山口県防府市大字新田972番地の１　ツイン・パディーＢ103号、前住所滋賀県草津市岡本町1391－６　プリシェールキャッスルＣ－222、住民票上の前住所大阪府枚方市南中振２丁目60番１－106号
債務者　黒川きみ江
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係